

○松本市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

平成26年10月1日

告示第388号

改正 令和2年7月13日告示第289号

(目的)

第1条 この要綱は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく本市の国土強靱化地域計画について検討するため、松本市国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国土強靱化地域計画の検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、国土強靱化地域計画の検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域関係者
- (2) 防災関係者
- (3) 有識者
- (4) 行政関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求める

ことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月13日告示第289号)

この告示は、令和2年7月13日から施行する。